

労働関係助成金等

労働関係助成金等整理表

対象者	雇用支援		再就職支援
	一般	特定分野	一般
一般	1. 島根県産業人材確保推進事業 3. 雇用調整助成金(賃金助成)	4. 中小企業労働環境向上助成金(団体助成) 6. IT人材確保促進支援事業	
建設事業主等			
解雇、倒産等で失業を余儀なくされた労働者等			14. 労働移動支援助成金(職業斡旋経費助成)
母子家庭の母等	5. 特定求職者雇用開発助成金(賃金助成) 10. トライアル雇用奨励金		
障がい者	2. 島根県特例子会社等設立支援事業助成金 5. 特定求職者雇用開発助成金(賃金助成) 7. 障害者作業施設設置等助成金(施設設置費等助成) 11. 障害者トライアル雇用奨励金 17. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 18. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 19. 精神障害者等雇用安定奨励金 20. 重度知的・精神障害者職場支援奨励金 21. 障害者初回雇用奨励金		
若年者等	10. トライアル雇用奨励金		
中高年齢者	5. 特定求職者雇用開発助成金(賃金助成) 10. トライアル雇用奨励金 12. 高年齢者雇用安定助成金(高年齢者活用促進コース)		12. 高年齢者雇用安定助成金(高年齢者労働移動支援コース)
過疎地域	13. 地域雇用開発奨励金(事業所設置・整備費用助成)		
その他	15. キャリアアップ助成金		

※事業の番号は掲載順である。

再就職支援 特定分野	能力開発	環境整備
6. IT人材確保促進支援事業	24. キャリア形成促進助成金（訓練経費助成） 25. 認定職業訓練助成事業費補助金（認定職業訓練運営費助成）	16. 中小企業労働環境向上助成金 22. 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） 28. 両立支援等助成金
	23. 建設労働者確保育成助成金	
	26. 障害者能力開発助成金（訓練施設助成、運営助成）	8. 障害者介助等助成金 9. 重度障害者等通勤対策助成金
		12. 高齢者雇用安定助成金（高齢者活用促進コース）
	27. 伝統工芸雇用就業資金貸付金（研修教育費貸付）	29. しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

雇用・人材

F - 01

専門的・技術的人材を確保するために

島根県産業人材確保推進事業

島根県の産業振興のため、民間人材紹介事業者と連携して、県外から即戦力となる産業人材の確保を図ります。

● 対象者

島根県内の誘致企業、しまねものづくり産業活性化プロジェクト企業、先端技術イノベーションプロジェクト企業、海外での事業展開を行う企業等

● 事業内容

県が認定した民間人材紹介事業者を介して、県外から専門的・技術的人材の確保を行う場合に支援します。

(県補助金)

人材を確保した場合に成功報酬 1/2 (上限 100 万円) を助成

※海外での事業展開を行う企業においては、上限 150 万円

雇用・人材

F - 02

障がい者雇用の拡大のために

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

● 対象者

県内で特例子会社の認定を受けた者又は重度障害者多数雇用事業所の設置を完了し操業を開始した者

● 対象経費

設立プラン策定に要する費用、先進地企業の視察に要する経費、株式会社設立に要する経費、障がい者である従業員の採用に係る経費など

● 助成率

2 / 3 以内

● 助成限度額

500 万円

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 雇用対策グループ

TEL 0852-22-6562 FAX 0852-22-6150

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

雇用の維持を図るために
雇用調整助成金

● 対象者

- 1 労使間の協定に基づいて休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った雇用保険の適用事業の事業主で、売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 2 雇用保険被保険者等の雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 3 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

● 事業内容

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

● 助成内容

1 休業等（休業・教育訓練）の場合

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

教育訓練を実施した場合は、訓練経費として1人1日当たり、1,200円を加算。

ただし、教育訓練受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。

2 出向の場合

出向元事業主の負担額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

● その他

休業等又は出向を開始する日の2週間前までに、実施計画届を公共職業安定所に提出してください。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

雇用管理の改善に

中小企業労働環境向上助成金 (団体助成コース)

- 対象者
重点分野等の中小企業を含む中小企業団体（事業協同組合等）
- 事業内容
構成中小企業者の労働環境の向上を目指して実施する事業の費用を助成します。
- 助成内容
要した費用の2/3（構成中小企業者数、事業内容に応じて限度額あり、1年間）〔年間600万円～1,000万円〕
- その他
中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」を作成し、知事の認定を受けることが必要です。
なお、対象分野が新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境、農林漁業分野等に限定されます。

お問い合わせ

〔助成金の申請窓口〕

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021

〔改善計画の申請窓口〕

島根県商工労働部雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

高齢者、障がい者等の就職が特に困難な者、又は
65歳以上の離職者の雇用機会の増大を図るために

特定求職者雇用開発助成金

1 特定就職困難者雇用開発助成金

● 対象者

公共職業安定所等の紹介により、特定就職困難者を雇い入れた雇用保険の適用事業の事業主

● 事業内容

特定就職困難者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

● 助成内容

対象労働者		助成対象期間	支給額
働者 短 時 間 以 外 の 労 働 者	高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	1年	50万円（90万円）
	身体・知的障がい者	1年（1年6ヶ月）	50万円（135万円）
	重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者	1年6ヶ月（2年）	100万円（240万円）
働者 短 時 間 の 労 働 者	身体・知的・精神障がい者	1年（1年6ヶ月）	30万円（90万円）
	その他の短時間労働者	1年	30万円（60万円）

（ ）は中小企業事業主に対する助成対象期間及び支給額です。

● その他

特定就職困難者とは、

60歳以上の者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者（65歳未満の者に限る。重度障がい者等以外の者は在職者を除く。）をいう。

2 高齢者雇用開発特別奨励金

● 対象者

公共職業安定所等の紹介により、65歳以上の離職者を雇い入れた雇用保険の適用事業の事業主

● 事業内容

雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

● 助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上	1年	50万円（90万円）
20時間以上30時間未満	1年	30万円（60万円）

（ ）内は中小企業事業主に対する支給額です。

● その他

「65歳以上の離職者」の要件とは、

- ①雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者
- ②雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇入れられた者
- ③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

3 被災者雇用開発助成金

● 対象者

公共職業安定所等の紹介により、東日本大震災による被災離職者等^{※1}を雇い入れた雇用保険の適用事業主

● 事業内容

被災離職者等を継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に賃金相当額の一部を助成します。

● 助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上	1年	50万円(90万円)
20時間以上 30時間未満	1年	30万円(60万円)

()内は中小企業事業主に対する支給額です。

※1

東日本大震災による被災離職者等とは、以下の①から⑤のいずれにも該当する者をいう。

- ①震災発生時に、被災地で就業していた方
- ②震災により離職を余儀なくされた方
- ③②の離職後、安定した職業に就いたことがない方
- ④震災発生日から平成26年3月31日までに公共職業安定所等で求職活動を行った方
- ⑤平成27年3月31日までに雇い入れられた方

お問い合わせ

各公共職業安定所(ハローワーク)
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

即戦力となる人材を確保するために

IT 人材確保促進支援事業

- 事業内容
企業ニーズに応じた「即戦力人材」を確保する取り組みを支援します。
- 対象事業
県内 IT 企業（中小企業者に限る）が、県外から即戦力となる人材を確保するため、求人サイトへの掲載を通じて求人する事業
- 対象経費
求人サイトへの掲載に係る経費
- 補助率等
 - (1) 補助率 対象経費の 2 分の 1 以内
 - (2) 補助期間 平成 26 年度（単年度）
 - (3) 助成限度額 1 件あたり 200 万円

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 情報産業振興室
TEL 0852-22-6394 FAX 0852-22-5638

障がい者の雇い入れに

障害者作業施設設置等助成金

● 事業内容

障がい者を常用労働者として雇入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がい克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするためのトイレ、スロープ等の附帯施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

● 助成金内容

1. 第1種障害者作業施設設置等（設置・整備）

助成率：2/3

支給限度額：対象障がい者1人につき450万円（設備は150万円（中途障がい者の場合は450万円）ただし、同一事業所につき同一年度当たり4,500万円）

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

2. 第2種障害者作業施設設置等（賃借）

助成率：2/3

支給限度額：対象障がい者1人につき月13万円（設備は5万円（中途障がい者の場合は13万円））

支給期間：3年

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根高齢・障害者雇用支援センター
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

障がい者の雇い入れに

障害者介助等助成金

● 事業内容

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は就職が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

● 助成金内容

1. 重度中途障害者等職場適応

支給限度額：対象障がい者1人につき月3万円

支給期間：3年

※認定申請提出期限：職場復帰の翌日から3ヵ月以内まで。

2. 職場介助者の配置又は委嘱

助成率：3/4

支給限度額：配置 1人月15万円

委嘱 1回1万円

(年150万円まで、事務的業務以外年24万円まで)

支給期間：10年

3. 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置

助成率：2/3

支給限度額：配置 1人月13万円

委嘱 1回9千円

(年135万円まで、事務的業務以外年22万円まで)

支給期間：5年

4. 手話通訳担当者の委嘱

助成率：3/4

支給限度額：委嘱 1回6千円

(支給対象障がい者の数が9人以下の場合年28万8千円まで、
10人以上の場合は、10人ごとに28万8千円を加算した額以下)

支給期間：10年

5. 健康相談医師(指定医師)の委嘱

助成率：3/4

支給限度額：委嘱 1回2万5千円(障がい区分ごとに年30万円まで)

支給期間：10年

6. 職業コンサルタント（資格・経験が必要）の配置又は委嘱

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業所の事業主。

助成率：3/4

支給限度額：配置 1人月15万円

委嘱 1回1万円

（職業コンサルタントの数 1人年150万円）

支給期間：10年

7. 在宅勤務コーディネーター（資格・経験が必要）の配置又は委嘱

助成率：3/4

支給限度額：配置 障がい者1人につき月5万円

（在宅勤務コーディネーター1人あたり月25万円）

委嘱 障がい者1人につき1回3千円

（在宅勤務コーディネーター1人あたり年225万円）

在宅勤務障がい者の雇用管理・業務管理制度の設計および就業規則等の諸規定の整備

初回に限り10万円（1回を限度）

支給期間：10年

お問い合わせ

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根高齢・障害者雇用支援センター
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

障がい者の雇い入れに

重度障害者等通勤対策助成金

- 事業内容
重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。
- 助成金内容
 1. 住宅の新築等
助成率：3/4
支給限度額：世帯用1戸1,200万円単身者用1人500万円
 2. 住宅の賃借
助成率：3/4
支給限度額：世帯用月10万円単身者用月6万円
支給期間：10年
 3. 指導員の配置
助成率：3/4
支給限度額：配置1人につき月15万円
支給期間：10年
 4. 住宅手当の支払
助成率：3/4
支給限度額：対象障がい者1人につき月6万円
支給期間：10年
 5. 通勤用バスの購入
支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。
助成率：3/4
支給限度額：1台700万円
 6. 通勤用バス運転従事者の委嘱
支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。
助成率：3/4
支給限度額：委嘱1回6千円
支給期間：10年
 7. 通勤援助者の委嘱
助成率：3/4
支給限度額：委嘱費は委嘱1回につき2千円交通費は1つの受給資格認定につき3万円
支給期間：1カ月間
 8. 駐車場の賃借
助成率：3/4
支給限度額：対象障がい者1人につき月5万円
支給期間：10年
 9. 通勤用自動車の購入
助成率：3/4
支給限度額：1台150万円（1級又は2級の両上肢障がい1台250万円）

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根高齢・障害者雇用支援センター
 TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678
 厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
 TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用奨励金

● 対象者

事前にトライアル雇用求人を経営者、公共職業安定所、地方運輸局、職業紹介事業者（以下「公共職業安定所等」という。）に提出し、次のいずれかの要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する者
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業についていない者
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている者
- ⑤ 妊娠・出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する者（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）

● 事業内容

職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者（上記①～⑥）について、これらの者を一定期間試行雇用（原則3か月）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

● 助成内容

支給額・・・対象労働者1人につき月額40,000円（最大3か月）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

一定期間試用雇用することにより、求人者と求職者の相互理解を促進します

障害者トライアル雇用奨励金

障害者雇用の経験が乏しいことなどの理由により障害者の雇入れに躊躇している事業主が、職業経験、技能、知識等から就職が困難な障害者を一定期間試用雇用することにより、求人者及び求職者の相互理解を促進することを通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

● 対象事業主

- ①雇用保険の適用事業主であること。
- ②トライアル雇用対象者を過去3年間に雇用又は職場適応訓練を行っていないこと。
- ③労働者名簿、賃金台帳、出勤簿が備えられている事業主であること。

● 対象労働者

- ①経験のない職種又は業務に就くため適性や職場適応を見極めることが必要である障害者
- ②重度障害者等、就職や職場適応に当たって段階的な就業が必要である障害者
- ③短期間の就業及び転職を繰り返しており、適性や職場適応を見極めることが必要である障害者
- ④繰り返し紹介を行っているが採用に結びつかず、実際の職場での雇用場面を通じて、適性や職場適応を見極めることが必要である障害者
- ⑤週20時間以上の就業が直ちには困難であり、雇入れ当初は週20時間未満の短時間トライアル雇用が必要である精神障害者又は発達障害者

● 支給額

奨励金の種類	トライアル雇用期間等	支給額 (就労日数により減額あり)
トライアル雇用	原則3か月(週20時間以上)	月額4万円
短時間トライアル雇用	原則3か月以上12か月以内 (週10時間以上20時間未満)	月額2万円

お問い合わせ

各公共職業安定所(ハローワーク)
 厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
 TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために

高齢者雇用安定助成金

高齢者の雇用の環境整備支援（高齢者活用促進コース）

● 助成内容

- ・ 新たな事業分野への進出等
（新たな事業分野への進出、職務の再設計等による職場又は職務の創出）
- ・ 機械設備の導入等
（機械設備、作業環境、作業方法の導入又は改善）
- ・ 雇用管理制度の構築
（短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入、高齢者に係る賃金・能力評価制度等の構築、専門職制度の導入、研修等能力開発プログラムの開発等）
- ・ 定年の引上げ等
（定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入）

● 助成額

環境整備計画の実施に要した費用の額（70歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は65歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかを実施した場合は、当該措置の実施に100万円の費用を要したものとみなす）の1/2（中小企業は2/3）
（但し、60歳以上常用被保険者1人当たり20万円上限（上限1,000万円））

高齢者の労働移動に対する支援（高齢者労働移動支援コース）

● 助成内容

定年退職予定者を有料・無料の職業紹介事業者のあっせん及び公共職業安定所の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して助成する。

● 助成額

対象者1人につき70万円（短時間労働者の場合は1人につき40万円）

お問い合わせ

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根高齢・障害者雇用支援センター
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

過疎地域での雇用拡大に

地域雇用開発奨励金

- 対象者
若年層・壮年層の流出の著しい地域であって厚生労働大臣が指定する地域（過疎等雇用改善地域）において、雇用開発に取り組む雇用保険の適用事業の事業主。
- 事業内容
過疎等雇用改善地域に事業所を設置又は整備し、併せてハローワークなどの紹介によりその地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して、雇い入れた労働者の人数及び事業所の設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成します。
- 助成内容
地域雇用開発奨励金
事業所の設置・整備及び労働者の雇入れに関する計画書を公共職業安定所長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（完了届）を提出した日（完了日）までの間（最大1年6か月）に、雇い入れた労働者が3人（創業の場合は2人）以上、かつ、事業所の設置・整備に要した費用が300万円以上のものについて支援します。
支給期間・・・1年ごとに最大3年間（3回）支給
支給額・・・50万円～800万円
※創業と認められる場合は、支給額の1/2を第1回に上乗せ支給。
- その他
県内の過疎等雇用改善地域は次のとおりです。
松江市（旧八束郡美保関町の区域）、浜田市、出雲市（旧簸川郡佐田町、旧同郡多伎町の区域）、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

「失業なき労働移動」円滑化のために

労働移動支援助成金

1 再就職支援奨励金

● 事業内容

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託し、対象労働者の離職日から6か月（45歳以上は9か月）以内に再就職が実現した場合に、その支援を委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に対して助成します。

● 支給額

1. 再就職支援		A. 再就職支援委託時：10万円 B. 再就職実現時の助成率 中小企業：2/3（45歳以上4/5） 大企業：1/2（45歳以上2/3）
	訓練	6万円/月 ※再就職実現時のみ
	グループワーク	3回以上実施で1万円を上乗せ ※再就職実現時のみ
2. 休暇付与支援		中小企業：7千円/日、大企業：4千円/日 ※再就職実現時のみ

2 受入れ人材育成支援奨励金

● 事業内容

再就職援助計画等の対象となった労働者の雇入れ又は移籍による労働者の受入れ等を行い、その労働者に対して訓練（Off-JTのみ、又はOff-JT及びOJT）を行った事業主に対して助成します。

● 支給額

1. Off-JT	
賃金助成	支給対象者1人1時間あたり800円
経費助成	実費相当額（上限30万円）
2. OJT	
実施助成	支給対象者1人1時間あたり700円

※対象労働者について、上記1、2のいずれも「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等の企業内でのキャリアアップに取り組む事業主へ

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成（正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）する制度です。

「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに①「キャリアアップ管理者」を配置した上で、②「キャリアアップ計画」（人材育成コースは職業訓練計画を含む）を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主が対象です。

※上記要件に加え、助成メニューごとに支給要件がございますのでご注意ください。

● 助成額等（ ）額は大企業又は大規模事業主

1 正規雇用等転換コース

正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」といいます。）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成します。

①有期→正規：1人あたり50万円（40万円）

②有期→無期：1人あたり20万円（15万円）

③無期→正規：1人あたり30万円（25万円）

〈1年度1事業所あたり15人まで〉（②は10人まで）

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、

1人あたり①10万円、②5万円、③5万円を加算します。

※派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人あたり10万円を加算します。

2 人材育成コース

有期契約労働者等に

・一般職業訓練実施期間が1年以内の（OFF-JT）または

・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）を行った場合に助成します。

1訓練コースにつき以下の額を支給します。

・OFF-JT分の支給額 賃金助成…1人1時間あたり800円（500円）

経費助成…1人あたり30万円（20万円）を上限

・OJT分の支給額 実施助成…1人1時間あたり700円（700円）

〈1年度1事業所あたりの支給限度額は500万円〉

3 処遇改善コース

すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合に助成します。

1人あたり1万円（0.75万円）

〈1年度1事業所あたり100人まで〉

※「職務評価」の手法を活用の場合（職務の大きさ（業務内容・責任の程度）を相対的に比較し、その職務に従事する労働者の待遇が職務の大きさに応じたものとなっているかの現状を把握することをいいます。なお、職務評価は、個々の労働者の仕事ぶりや能力を評価（人事評価・能力評価）するものとは異なります。）

1事業所あたり 20万円（15万円）上乘せ

4 健康管理コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。

1事業所あたり 40万円（30万円）

〈1事業所あたり1回のみ〉

5 短時間正社員コース

短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成します。

1人あたり 30万円（25万円）

〈短時間労働者の週所定労働時間延長コースの人数と合計し、

1年度1事業所あたり10人まで〉

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、

1人あたり 10万円加算

6 短時間労働者の週所定労働時間延長コース

週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成します。

1人あたり 10万円（7.5万円）

〈短時間正社員コースの人数と合計し、

1年度1事業所あたり10人まで〉

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業安定課

TEL 0852-20-7017 FAX 0852-20-7025

新たに雇用管理制度の導入・適用を行う重点分野等の中小企業事業主へ
介護福祉機器を導入・運用し、導入効果の把握等を行った中小企業事業主へ

中小企業労働環境向上助成金 (個別中小企業助成コース)

健康・環境・農林漁業分野等の中小企業事業主が、雇用管理責任者を選任し、都道府県労働局長の認定を受けかつ認定を受けた計画に基づき、新たに雇用管理制度の導入等を行い、実際に適用した場合、また介護福祉機器を導入・運用し、導入効果の把握を行い一定の基準を上回る中小企業事業主に対して助成する制度です。

1 雇用管理制度助成

イ. 評価・処遇制度・・・40万円

通常の労働者に対する評価・処遇制度等であり、制度導入後賃金総額の低下がないこと。

当該制度の適用について合理的な条件が就業規則等に明示されていること。

ロ. 研修体系制度・・・30万円

通常の労働者の職務遂行に必要な知識、スキル等の付与を目的とした教育訓練等であること。

労働法令等に実施が義務付けられたものでないこと。

通常の生産活動と区分して業務の遂行過程外で行われる教育訓練等であること。

1人につき10時間以上の教育訓練であることなど。

ハ. 健康づくり制度・・・30万円

通常の労働者に対する法定の健康診断以外の制度であって、人間ドック、生活習慣病予防検診、腰痛健康診断、メンタルヘルス相談（原則、対価方式によるもの）のいずれかに該当することなど。

2 介護福祉機器等助成（介護関連事業主）

介護福祉機器の導入等に要した額の1/2に相当する額で1適用事業所につき300万円を上限とする。

対象機器は10万円以上の、移動用リフト、自動車用車いすリフト、座面昇降機能付車いす、特殊浴槽、ストレッチャー、自動排泄処理機、昇降装置、車いす体重計で身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品のみを含めることができます。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

上記1	厚生労働省島根労働局職業安定部	職業対策課
	TEL 0852-20-7021	FAX 0852-20-7025
上記2	厚生労働省島根労働局職業安定部	職業安定課
	TEL 0852-20-7017	FAX 0852-20-7025

発達障害者又は難治性疾患患者を雇用する企業のために

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

● 対象者

発達障害者又は難治性疾患患者を、ハローワークの紹介により継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

● 事業内容

発達障害者については、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱える場合が多く、これらは仕事をする上で重要な能力であることから就職及び職場定着に至らない者が少なくない状況にあります。

また、難治性疾患患者は、疾患が慢性化しており十分に働くことができる場合もあるにもかかわらず、就労に当たっては様々な制限・困難に直面している状況にあります。

このため、発達障害者又は難治性疾患患者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に助成金を支給します。

● 助成内容

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額		支給回数
短時間労働者 以外の者	中小企業以外	1年間	第1期 25万円	第2期 25万円	2回
	中小企業	1年6か月	第1期 45万円 第3期 45万円	第2期 45万円	3回
短時間労働者	中小企業以外	1年間	第1期 15万円	第2期 15万円	2回
	中小企業	1年6か月	第1期 30万円 第3期 30万円	第2期 30万円	3回

● 雇用管理に関する事項の報告

事業主の方からは、対象労働者に係る雇用管理に関する事項を報告していただきます。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

中小企業の事業所の施設設備を支援するために

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

平成25年5月16日以降、新たに設置した事業所において重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を常時雇用する労働者として10人以上雇い入れるとともに、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備（契約1件に当たり20万円以上で、費用の合計額が3,000万円以上のものに限る。）を行った事業主に対し、助成金を支給します。

支給対象期間は、対象労働者の雇い入れ及び施設等の設置等が完了した日から起算した6か月を第1期支給対象期、以後1年ごとを第2期、第3期とし、支給額は、以下のとおりです。

設置・設備に 要した費用	対象労働者数			
	10～14人		15人以上	
	第1期	第2、3期	第1期	第2、3期
3,000万円以上 4,500万円未満	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)
4,500万円以上	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)	1,500万円 (2,160万円)	750万円 (270万円)

※事業主の希望により、下段（ ）内の支給額を選択することも可能です。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
 厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
 TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

精神障害者の雇用促進と職場定着を促進するために

精神障害者等雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、事業主がカウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に、奨励金を支給します。

精神障害者を新たに雇用し、以下のメニューに該当する措置を講じた場合に、要した経費の1/2を助成します。

- ①精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合 【助成対象経費：雇用等に伴う人件費】
- ②社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合 【助成対象経費：履修に要した経費】
- ③社内で精神障害者に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に関する講習を受講させた場合 【助成対象経費：講習に要した費用】
- ④在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合 【助成対象経費：配置した在職精神障害者に係る人件費】
- ⑤新たに雇用した精神障害者が一定期間休職した場合に、当該休職期間中に代替要員を確保した場合 【助成対象経費：代替要員に係る人件費】

上記メニューに要した費用の1/2を支給する。

- ・上限は100万円とし、6か月ごとに2期に分けて支給します。
- ・上記の③及び④については、2期の支給額合計の上限25万円、⑤の対象経費は6か月分を上限として、その1/2を支給します。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

職場支援員を配置する事業主のために

重度知的・精神障害者職場支援奨励金

重度知的障害者又は精神障害者の雇用の促進と職場定着を図るため、これらの者を公共職業安定所等の紹介で新たに雇用し、職場支援員の配置を行う事業主に助成金を支給します（精神障害者である者は3年間）。

● 支給対象期間

対象労働者の雇入れ又は職場支援員の配置日のいずれか遅い日（直近の賃金締切日）から起算して2年間（精神障害者である者は3年間）。

起算日から起算した最初の6か月を支給対象期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

● 支給額

対象労働者	中小企業事業主以外	中小企業事業主
短時間労働者以外の者	3万円/月	4万円/月
短時間労働者	1万5千円/月	2万円/月

※1「短時間労働者」とは、雇用保険法施行規則第118条第4項に規定する短時間労働者（1週間の所定労働時間が、同一の適用事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比し短く、かつ、30時間未満である者）をいう。

※2「中小企業事業主」とは、共通要領0202に規定する事業主をいう。

※3「賃金」には、臨時的に支払われる賃金及び3か月間を越える期間ごとに支払われる賃金を含む。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
 厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
 TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

初めて障がい者を雇用する中小企業のために

障害者初回雇用奨励金

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる50～300人規模の中小企業）において、ハローワークの紹介により身体障害者、知的障害者又は精神障害者を継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇用し、法定雇用障害者数以上となった場合に奨励金を支給します。

対象労働者は、身体障害者、知的障害者（手帳所持者又は判定を受けている者）、精神障害者（手帳所持者）で、この方を雇用された事業主です。

支給額は、1人目の対象労働者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に法定雇用率を達成し、奨励金の支給後も継続して雇用されることが確実であると認められる事業主に対し、奨励金120万円を支給します

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主を支援するために

中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業場の最も低い時間給を、40円以上引き上げる中小企業に対して、賃金引き上げのための業務改善を支援します。

- 対象者
島根県内の中小企業事業主
- 事業内容
事業場内で最も低い時間給又は時間換算額を40円以上引き上げる賃金引上計画を策定し、引き上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施するために要した経費を助成します。
- 助成内容
 - ・ 対象経費（合計が10万円以上）
上記事業内容に掲げる経費の内、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、試作・実験費、造作費及び委託費
 - ・ 交付額（上限額が100万円）
上記対象経費の実支出額の2分の1（企業全体で30名以下の事業場は4分の3）
- その他
賃金引上計画及び業務改善計画を策定し、事前に島根労働局の審査・承認を受けることが必要です。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 賃金室
TEL 0852-31-1158

建設労働者の雇用改善、技術の向上を行う中小建設事業主等を支援するために

建設労働者確保育成助成金

● 建設事業主助成

若年労働者の確保・育成と技能継承に資する取組みへの助成

1 雇用管理改善制度の導入支援 【定額 30 万円又は 40 万円】

中小建設事業主が若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則・労働協約等を変更することにより雇用管理改善につながる制度を導入し、実際に適用した場合の助成。

○評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度（人間ドック等）

2 若年者に魅力ある職場づくり支援 【経費の2/3、上限 200 万円】

中小建設事業主が若年労働者の入職や定着を図るため、「魅力ある職場づくり」につながる取組みを実施した場合の助成。

○建労法に基づき雇用管理を行う雇用管理責任者の知識の取得・向上への取組み

○事業所見学や職場実習、インターンシップの実施など建設業の魅力を若者に伝える取組みなど

3 建設技能の向上支援 【経費：9割または8割、賃金：1人1日8,000円】

中小建設事業主が若年労働者を育成するとともに、熟練技能の維持・継承を図るため、キャリアに応じた訓練を実施した場合の助成。

○建設業務に必要な基本技術の習得や技術の向上、重機免許等の取得に資する訓練（職業訓練校における建築施行系や土木系訓練、安衛法に基づく車両系建設機械運転講習や能開法に基づく技能検定試験の事前講習等）

○熟練技能を伝承する立場となる職長や基幹技能者の養成に資する訓練など

4 新分野進出への支援等 【経費の2/3、上限 200 万円】

○新たな分野へ進出するための教育訓練（off-JT）に対する助成

○被災三県における作業宿舍等の確保への助成

● 事業主団体助成

若年者に魅力ある職場づくり支援

【経費の2/3、団体規模に応じて上限 1,000 万円～ 2,000 万円。】

若年労働者の入職や定着を図るため、「魅力ある職場づくり」につながる取組みとして中小建設事業主団体が構成中小建設事業主のために雇用管理改善事業を実施した場合の助成。

○調査・事業計画策定事業

- ・事業推進委員会を開催し、事業の具体的な計画の策定、効果検証を行う事業
- ・雇用管理改善の課題を把握するための調査
…雇用管理実態調査、従業員意識調査

○人材確保・職場定着事業等

- ・建設業の魅力を若者に伝えるなど、人材確保、職場定着に係る諸問題の改善を図る事業
…学生や教員に対する見学会や体験学習・インターシップ等
入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会
評価処遇（キャリアパス）制度のモデル作成、社会保険加入促進講習会 など

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために

キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する中小企業事業主に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進します。

※事業主にあつては、事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要です。

※事業主団体等にあつては、訓練実施計画を作成することが必要です。

※1コースあたり20時間以上（海外で実施する訓練の場合は30時間以上）の訓練が対象です。

● 助成メニュー

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
①政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練（海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む）
③育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
④若年人材育成コース	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑤熟練技能育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑥認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
⑦自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援
②一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
③団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練

● 助成額・助成率（ ）内は大企業の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成	実施助成 (1人1時間当たり)
①政策課題対応 型訓練	Off-JT	800円(400円)	1/2(1/3)	—
	OJT(上記⑥)	—	—	600円
②一般型訓練	Off-JT	400円	1/3	—
③団体等実施型 訓練	Off-JT	—	1/2	—

※経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～③は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)①⑤～⑦及び②は7万円～20万円

※1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円

※助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまでです。

※東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例(中小企業:賃金800円(1h)・経費 1/2 大企業:賃金400円(1h)・経費 1/3)があります。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局職業安定部 地方訓練受請者支援室
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025
各公共職業安定所(ハローワーク)

認定職業訓練を実施するために

認定職業訓練助成事業費補助金

- 対象者
認定職業訓練を行う中小企業事業主、中小企業事業主の団体若しくはその連合団体又は職業訓練法人等
- 事業内容
職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）の運営に要する経費の一部を補助します。
- 補助内容
補助対象経費
集合して学科又は実技の訓練を行う場合に要する経費で、運営費、施設・設備費が対象
- 補助率
補助対象経費の2/3以内

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 産業人材育成グループ
TEL 0852-22-5299 FAX 0852-22-6150

障がい者の雇い入れに

障害者能力開発助成金

● 事業内容

障がい者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主、その団体又は社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備等を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合、障がい者である労働者を雇用する事業主がその障がい者である労働者に障がい者能力開発訓練を受講させる場合、及び障がい者をグループにして事業所で就労することを通じて常用労働者として雇用されるための教育訓練を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

● 助成金内容

1. 施設設置等

能力開発訓練のための施設・設備の設置・整備を行う場合に、費用の一部を助成します。

助成率：4/5

支給限度額：2億円（厚生労働省への協議が必要）

2. 運営費

厚生労働大臣が定める基準に適合する能力開発訓練事業を運営する場合に、費用の一部を助成します。

助成率：3/4

支給限度額：受講生1人当たり月16万円

3. 受講費

雇用している障がい者に厚生労働大臣が定める基準に適合する能力開発訓練を受講させる場合、当該障がい者に支払う賃金の一部を助成します。

助成率：3/4

支給限度額：受講生1人当たり月8万円

4. グループ就労訓練

教育訓練の事業内容によって「請負型」・「雇用型」・「派遣型」・「職場実習型」の4種類があります。

(1) 請負型

社会福祉法人、NPO法人等が企業から業務を請負い、数人の障がい者のグループを訓練担当者の支援のもと企業内で訓練させ、常用雇用への移行を促進する場合に費用の一部を助成します。

助成率：3/4

支給限度額：訓練担当者1人当たり月24万円

協力事業主の受入れに係る費用：1日2,500円（月5万円まで）

(2) 雇成型

事業主が数人の障がい者のグループを雇用し、訓練担当者の支援のもと企業内で訓練させ、常用雇用への移行を促進する場合に費用の一部を助成します。

助成率：4/5

支給限度額：配置 訓練担当者1人当たり月25万円

支給限度額：委嘱 訓練担当者1回当たり1万5千円
(年250万円まで)

(3) 派遣型

労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主より派遣先に派遣されている障がい者グループを、訓練担当者の支援のもと派遣先が派遣先の事業所で訓練させ、常用雇用への移行を促進する場合に費用の一部を助成します。

助成率：4/5

支給限度額：配置 訓練担当者1人当たり月25万円

支給限度額：委嘱 訓練担当者1回当たり1万5千円
(年250万円まで)

(4) 職場実習型

事業主が、訓練担当者の支援のもと、「特別支援学校」(盲・聾・養護学校)の高等部の第3学年の生徒である障がい者グループが事業所で就労する実習を行い、常用雇用への移行を促進する場合に助成します。

支給限度額：職場実習実施日1日当たり2,500円 (月5万円まで)

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根高齢障害者雇用支援センター
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

伝統の技術・技法を受け継ぐ後継者の確保、育成のために

伝統工芸雇用就業資金貸付金

- 対象者
知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者
- 事業内容
伝統工芸品製造の後継者の確保・育成を促進し、県内の伝統工芸品を承継していくため、島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対し、研修教育費の貸付を行います。
- 貸付内容
後継者育成計画の認定を条件に、(一社)島根県物産協会を通して、研修教育費(最長3年間、1人当たり月5万円)を無利子で貸付します。
一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。

お問い合わせ

(一社)島根県物産協会
 TEL 0852-22-5758 FAX 0852-25-6785
 島根県しまねブランド推進課
 TEL 0852-22-6397 FAX 0852-22-6859

仕事と子育てや介護を両立できる環境整備を支援するために

両立支援等助成金

①子育て期短時間勤務支援助成金

● 対象者 雇用保険適用事業主

● 事業内容

子育て期の（小学校3年生修了までの子を養育する）労働者が利用できる短時間勤務制度（少なくとも小学校就学の始期に達する子を養育する労働者が利用できる制度）を就業規則等に規定し、連続する6か月以上の利用者が初めて出た場合に事業主に支給します。

● 助成内容（助成額）

中小企業事業主	制度利用者1人目	40万円
	制度利用者2人目～5人目	1人当たり 15万円
上記以外の企業	制度利用者1人目	30万円
	制度利用者2人目～10人目1人当たり	10万円

● 支給対象期間

1人目が制度を連続して6か月以上利用した日の翌日以降引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用した日の翌日から5年以内

②中小企業両立支援助成金：代替要員確保コース

● 対象者 中小企業事業主

中小企業事業主の範囲については島根労働局雇用均等室にお問い合わせ下さい。

● 事業内容

育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させる旨の取扱いを就業規則等に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に、一定額を助成します。

● 助成内容（助成額）

支給対象労働者1人当たり 15万円 1年度に延べ10人まで

[女性活躍推進支給加算措置について]

本助成金の支給対象となった事業主が、さらに、女性の活躍推進のための目標値を定め、公表し、当該目標値を達成した場合に、1事業主当たり1回限り5万円が加算支給されます。この加算措置は、③と⑤の助成金においても適用されますが、それらを含めて、1事業主当たり1回限りです。

● 支給対象期間

最初の支給決定者の原職等復帰日から起算し6か月经過日の翌日から5年間

③中小企業両立支援助成金：休業中能力アップコース ※経過措置

● 対象者

中小企業事業主または構成員のうち中小企業事業主が過半数を占める事業主団体

● 事業内容

育児休業、介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的として次のいずれか1つ以上の職場復帰プログラム等を実施した場合に事業主等に支給します。

①在宅講習 ②職場環境適応講習 ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

● 助成内容（助成限度額）

対象休業取得者1人当たり プログラム内容に応じて実施月数もしくは日数を乗じた額 ただし上限は21万円 1年度延べ20人まで

*女性活躍推進支給加算措置あり

● 支給対象期間

※平成26年3月31日までに休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した労働者が対象

④中小企業両立支援助成金：継続就業支援コース

● 対象者 常時雇用する労働者数100人以下の雇用保険適用事業主

● 事業内容

平成23年10月1日以後に初めて育児休業を終了した労働者を原職等に復帰させ、1年以上継続して雇用し、両立支援制度の内容理解や利用促進のための職場研修を実施した事業主に支給します。

● 助成内容（助成額）

1人目 40万円 2人目から5人目まで 1人当たり15万円

● 支給対象期間（時限的）

※平成25年3月31日までに育児休業を終了し原職等に復帰した者が対象

⑤中小企業両立支援助成金：期間雇用者継続就業支援コース

● 対象者 中小企業事業主

● 事業内容

期間雇用者と正社員が同等に利用できる育児休業、育児短時間勤務制度を規定し、育児休業を取得した期間雇用者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用し、両立支援制度の内容理解や利用促進のための職場研修を実施した事業主に支給します。

● 助成内容（助成額）

1人目 40万円 2人目から5人目まで 1人当たり15万円

さらに支給対象者を通常の労働者として復帰させた場合加算して支給されます。

最初の加算措置対象者 加算額10万円 2人目から5人目まで 1人当たり5万円

*女性活躍推進支給加算措置あり

● 支給対象期間（時限的）

平成 28 年 3 月 31 日までに育児休業を終了し原職等に復帰した者が対象

*いずれの助成金も支給対象者が支給対象要件を満たした日から起算して2か月以内に必要な書類を添えて、管轄の労働局雇用均等室へ支給申請してください。申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、雇用均等室へお問い合わせ下さい。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については

厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01) をご覧ください。

⑥ ポジティブ・アクション能力アップ助成金

● 対象者 雇用保険適用事業主

● 事業内容

「女性の職域拡大」または「女性の管理職登用等」に関し、ポジティブ・アクション（女性の活躍促進）についての数値目標を設定・公開（「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の「ポジティブ・アクション応援サイト」又は「女性の活躍促進宣言コーナー」に掲載）し、平成 26 年 4 月以降、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に支給します。

● 助成内容（助成額）

1 企業当たり 1 回に限り、大企業事業主 15 万円、中小企業事業主 30 万円

● 申請期間

数値目標について、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」への掲載日から 6 か月経過後 3 年以内に達成され、さらに、支給申請日までにその状態が継続されている必要があります。1 月 1 日～6 月末日までに目標を達成した場合は 7 月 1 日～8 月末日までに、7 月 1 日～12 月末日までに目標を達成した場合には翌年 1 月 1 日～2 月末日までに必要な書類を添えて、管轄の労働局雇用均等室へ支給申請してください。申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、雇用均等室へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用均等室
TEL 0852-31-1161

事業所のドナー休暇制度導入を支援します

しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

● 事業内容

ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境を整備することを目的として、ドナーが従事する事業所に対して、骨髄等の提供に要するドナーの休暇期間について、人件費相当を助成します。

● 対象事業所及び支給要件

ドナーが従事する県内事業所で、以下のいずれも満たすもの

- ① 従業員に対して骨髄等の提供に際して要する入通院に対して有給による休暇（通常の有給休暇を除く）を付与した場合
- ② 就業規則等において、①の休暇が「ドナー休暇」などの名称で位置付けられている場合又は新たに位置付けた場合

● 助成金

対象有給休暇付与日数 × 7,000 円 上限：49,000（7日分）

支給要件・支給手続き等の詳細については、下記お問い合わせにご連絡ください。

お問い合わせ

(公財)ヘルスサイエンスセンター島根 しまねまごころバンク
TEL 0853-22-2556 FAX 0853-22-6498